

# 1 特約保険料の払込方法



特約保険料の払い込みには、次の方法があります。

## 1 口座振替による 払い込み



- 指定の金融機関(当社が提携している金融機関に限ります。)の口座から一定の期日(振替日)に自動的に特約保険料を払い込む方法

(注) 保険料領収証は発行しません。  
(振替結果は通帳などで確認してください。)

## 2 窓口での 払い込み



- 指定の郵便局または当社の支店にて特約保険料を払い込む方法

### ！ご注意

- 特約保険料の払込方法を変更したときは、特約保険料が変更となることがあります。例えば、口座振替による払い込みから窓口での払い込みに変更したときは、特約保険料が高くなることがあります。
- 当社の承諾を得た場合を除き、郵便局または当社の支店から同う集金人に払い込む方法(集金人を通じての払い込み)の取り扱いはありません。
- 当社の定める条件を満たさなくなったときは、当社は特約保険料の払込方法を変更することがあります。例えば、口座振替による払い込みから窓口での払い込みに変更することができます。

約款参照…口座払込みに関する特則条項、集金払込みに関する特則条項、傷医(無解返)「第13・44条」、総医(無解返)「第15・49条」、先進(無解返)「第12・44条」

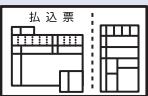
## 2 特約保険料の前納払込み



将来の特約保険料を当月分と合わせて3カ月分以上まとめて払い込むと、保険料の割引をします。割引額は、金利の変動などに応じて見直し、金融情勢などによっては割引をしない場合があります※①。

●次の場合は、「口座振替による払い込み」および「金融機関の払込票」により、将来の特約保険料をまとめて払い込むことができます。

なお、無配当先進医療特約(無解約返戻金型)を付加している場合は、無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の保険料払込期間(最長10年)を超えて前納払込みすることはできません。

<b>口座振替による 払い込み</b> 	<ul style="list-style-type: none"><li>●当月分と合わせて<b>1年分以下</b>の特約保険料をまとめて払い込む場合</li><li>●特約保険料の払い込み中に、保険料払込期間の残期間すべての保険料をまとめて払い込む場合</li></ul>
<b>「金融機関の 払込票」による 払い込み</b> 	<ul style="list-style-type: none"><li>●当月分と合わせて<b>1年分以上</b>の特約保険料をまとめて払い込む場合</li><li>●特約保険料の払い込み中に、保険料払込期間の残期間すべての保険料をまとめて払い込む場合</li><li>●保険料払込期間のすべての特約保険料をまとめて払い込む場合(※)</li></ul>

(※)「銀行振込(バーチャル口座)」による払い込みも可能です。



●前納払込みのご利用に際しては、所定の条件を満たすことが必要です。契約内容によっては取り扱いできない場合があります。

■約款参照……傷医(無解返)「第15条」、総医(無解返)「第17条」、先進(無解返)「第14条」

\*①Web参照…割引額は金融情勢などにより変動することがあります。

具体的な「前納払込保険料」は、当社Webサイト(<https://www.jp-life.japanpost.jp/>)をご覧ください。

### 3 特約保険料の払込猶予期間・特約の失効など



**特約保険料の払い込みが遅れると、特約は効力を失います。**

- 特約保険料は「**払込時期**」内に払い込んでください。一時的に特約保険料の払い込みに差し支えがあるときは、「**払込猶予期間**」が設けられています。
- 「**払込猶予期間**」内に特約保険料の払い込みがないときは、「**払込猶予期間**」の最終日の翌日に特約は効力を失います（「失効」といいます。）。
- 無配当先進医療特約（無解約返戻金型）の更新後、この特約の第1回特約保険料の「**払込猶予期間**」内に特約保険料の払い込みがないときは、「**払込猶予期間**」の最終日の翌日にこの特約を解除します。
- 特約が失効または解除になった場合、保障はなくなり、特約保険金の受け取りや特約保険料の払込免除はできなくなります。

#### ●特約保険料の払込時期および払込猶予期間の例

月ごとの契約応当日:各月1日

##### 【第2回以降の特約保険料の例】



9月分の特約保険料は9/1から9/30の間に払い込んでください。払込猶予期間の最終日11/30までに、9月分の特約保険料の払い込みがないときは12/1に特約は効力を失います。

失効後1年以内であれば特約の復活※①を申し込むことができます。

##### 【更新後の無配当先進医療特約（無解約返戻金型）の第1回特約保険料の例】

更新日:4月1日



更新後の無配当先進医療特約（無解約返戻金型）の第1回特約保険料は4/1から4/30の間に払い込んでください。払込猶予期間の最終日6/30までに、特約保険料の払い込みがないときは7/1にこの特約を解除します。

■ 約款参照……………傷医（無解返）「第13・21条」、総医（無解返）「第15・26条」、先進（無解返）「第12・23条」

\*①しおり52P参照…「特約の復活」



- 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の更新後の第1回特約保険料の払い込みがない場合、特約保険料の払込免除や特約保険金の支払いはできません。
- 当社の商品には、保険料の自動振替貸付制度(保険料の払い込みができないときの解約返戻金の範囲内で自動的に保険料が立て替えられる制度)の取り扱いはありません。

上記のほか、次の場合などに特約は失効します。

- 特約保険金の支払額が限度に達したとき
- 基本契約の変更に伴い特約基準保険金額が変更となる場合において、変更後の特約基準保険金額が当社の定めた最低保険金額に満たないとき
- 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)を付加している場合において、同時に付加されている無配当総合医療特約(R04)(無解約返戻金型)が失効したとき

# 4 特約の復活



**第2回以降の特約保険料の払込猶予期間内に特約保険料を払い込まなかつたことにより特約が失効した場合、「失効後1年以内」であれば復活(特約を有効な状態に戻すこと)の申し込みができます。**

## 特約の復活

### (1) 特約の復活とは

- 第2回以降の特約保険料の払込猶予期間内に特約保険料を払い込まなかつたことにより特約が失効した場合、「失効後1年以内」かつ所定の条件を満たすことにより、特約を復活することができます。
- 特約が失効した場合において複数の特約を復活するときは、復活する特約すべてについて同時に復活の申し込みを行う必要があります。
- 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)が、無配当総合医療特約(R04)(無解約返戻金型)と同時に失効した場合に、無配当先進医療特約(無解約返戻金型)を復活するときは、無配当総合医療特約(R04)(無解約返戻金型)と併せて復活の申し込みを行う必要があります。

### (2) 必要な手続き

- 特約の復活を申し込むときは、健康状態などについてあらためて「告知」が必要です。なお、無配当傷害医療特約(R04)(無解約返戻金型)の復活を申し込むときは、告知が不要です。
- 払い込みがなかつた期間の特約保険料をまとめて払い込んでください。

### (3) 復活の保障(責任)開始の時期※①

- 復活を当社が承諾したときには「払い込みがなかつた期間の特約保険料の払い込み」および「告知」がともに完了した時から、契約上の保障(責任)が開始となります。



- 復活により保険金額が加入限度額※②を超えるときは、特約の復活はできません。
- 健康状態などによっては、復活できない場合もあります。
- 特約の復活の申し込みのときには、クーリング・オフ制度※③は適用されません。

■ 約款参照……傷医(無解返)・総医(無解返)・先進(無解返)「第15章」  
 ※① 約款参照……傷医(無解返)「第33・45条」、総医(無解返)「第38・51条」、先進(無解返)「第33・45条」  
 ※② しおり12P参照……「保険金の加入限度額」  
 ※③ しおり16P参照……「クーリング・オフ制度」

## 5 特約保険料の払い込みが難しい場合

特約保険料の都合がつかない場合でも、特約を有効に継続する方法があります。

### 特約保険料の負担を軽くしたいとき

#### ①特約保険金額の減額変更 ■①

特約の保険金額を減らすことで、以後の特約保険料を少なくする方法です。この場合、減額した部分の保障はなくなります。

なお、減額したときの返戻金はありません。

※無配当先進医療特約(無解約返戻金型)については、減額変更の取り扱いはありません。

#### ②特約の解約 ■②

特約を解約することで、以後の特約保険料の払い込みを不要とする方法です。この場合、解約した特約の保障はなくなります。

なお、解約したときの返戻金はありません。



- 利用に際しては、当社の定めた条件の範囲内での取り扱いとなります。
- 特約を解約した場合、以後、特約は付加できなくなります。
- 基本契約の保険金額の減額変更をした場合において、特約の保険金額が減額されることがあります。

\*①しおり・約款参照…「現在の契約の解約・減額などを前提に新たな契約の申し込みを検討されているお客さまへ」(18ページ)、傷医(無解返)  
「第24・25条」「別表4」、総医(無解返)「第29・30条」「別表4」

\*②しおり・約款参照…「契約の解約と返戻金」(58ページ)、傷医(無解返)「第29条」、総医(無解返)「第34条」、先進(無解返)「第29条」